

広島県手数料条例等の一部を改正する条例を「」に公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

広島県条例第八号

広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表(第二条関係)		改正後	改正前
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
法第四条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	(略)	手数料(登録申請手数料)	(略)
法第四条第三項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	(略)	手数料(登録申請手数料)	(略)
法第四条第四項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	(略)	手数料(登録申請手数料)	(略)
法第四条第五項及び一項第一号の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	六、八〇〇円	手数料(登録申請手数料)	(略)

法第九条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査		(略)	物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	(略)
高圧ガス保安法(以下この項において「法」といふ。)と下この項における「法」といふ。	毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)以下この項において「令」といふ。)第35条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付	毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)以下この項において「令」といふ。)第36条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付	毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)以下この項において「令」といふ。)第36条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付	毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)以下この項において「令」といふ。)第36条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付
法第四十四条第一項及び令第十八条第二項の規定による高強度鋼容器(温度零下五〇度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器)、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。)に係る容器検査	高圧ガス保安法(以下この項において「法」といふ。)と下この項における「法」といふ。	高圧ガス保安法(以下この項において「法」といふ。)と下この項における「法」といふ。	高圧ガス保安法(以下この項において「法」といふ。)と下この項における「法」といふ。	高圧ガス保安法(以下この項において「法」といふ。)と下この項における「法」といふ。
又は圧縮水素自動車燃料装置用容器	ガス自動車燃料装置用容器を除く。)に係る容器検査	ガス自動車燃料装置用容器を除く。)に係る容器検査	ガス自動車燃料装置用容器を除く。)に係る容器検査	ガス自動車燃料装置用容器を除く。)に係る容器検査
又は圧縮水素自動車燃料装置用容器	ガス自動車燃料装置用容器を除く。)に係る容器検査	ガス自動車燃料装置用容器を除く。)に係る容器検査	ガス自動車燃料装置用容器を除く。)に係る容器検査	ガス自動車燃料装置用容器を除く。)に係る容器検査
又は圧縮水素自動車燃料装置用容器	ガス自動車燃料装置用容器を除く。)に係る容器検査	ガス自動車燃料装置用容器を除く。)に係る容器検査	ガス自動車燃料装置用容器を除く。)に係る容器検査	ガス自動車燃料装置用容器を除く。)に係る容器検査

二
1 基準省令第一項第二条の規定による場合を除く。この項において「同様の基準」とは、(一)消費性能力基準、(二)モデル住宅消費性能力基準、(三)及び(四)の基準のいずれかの基準を指す。
2 一九、(一)に規定する場合を除く。この項において「同様の基準」とは、(一)消費性能力基準、(二)モデル住宅消費性能力基準、(三)及び(四)の基準のいずれかの基準を指す。

二
1 仕様基準による場合を除く。この項において「同様の基準」とは、(一)消費性能力基準、(二)モデル住宅消費性能力基準、(三)及び(四)の基準のいずれかの基準を指す。
2 一九、(一)に規定する場合を除く。この項において「同様の基準」とは、(一)消費性能力基準、(二)モデル住宅消費性能力基準、(三)及び(四)の基準のいずれかの基準を指す。

2 〇〇円)の床面積分の住宅部合計が三〇メートル以上、二〇〇〇平方メートル未満のもの(一二四〇〇〇円)の消費性能基準適合図書を提出する場合については(二二〇〇円)仕様基準に適合してある場合については六一、〇〇〇円)

書を提出す

書を読む場合にあつては、二九、〇〇円、モードル建築物消費性能基準に適合している場合にあつては「五六、〇〇円」、非住宅部分の床面積の合計が二、

○○○平
メートル以
上五、○○
○平方メー
トル未満の
もの

五六二、
○○○円
(消費性能
基準適合図
書を提出す
る場合)あ

つ場合は八六、
〇〇モ
モデル建築
物消費性能
基準に適合
している場合
にあつて
は二五三、
〇〇〇円
非住宅部
分の床面積
分の合計、

の合計が五〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇〇平方メートル未満のもの

る場合にあ
つては「三
六、〇〇〇
円、モデル
建築物消費
性能基準に
適合してい
る場合があ
つては三三
〇、〇〇〇
円」
非住宅部
分の床面積
の合計が一
〇、〇〇〇
平方メート
ル以上三五、
〇〇〇平方

書是出上

書に掲げては、二九、〇〇〇円、モードル建築物消費性能基準に適合している場合にあっては「五七〇〇〇円」の合計が、分の床面積一部非住宅部の合計が、

○	メートル以
○	上五、〇
○	〇平方メー
○	トル未満の
○	もの
○	五六五、
○	（消費性能
○	基準適合図
書を提出す	
る場合こ	
あ	

8
分の床面積
非住宅部
は二五四〇円〇〇〇円

書を提出す	基準適合図	(消費性能	六九六	のもの	一トル未満	上一〇〇平方メートル以	〇〇〇〇平方メートルが五
-------	-------	-------	-----	-----	-------	-------------	--------------

9 つては「三 建築物消費 性能基準に適合していい場合にあつては「三 二、〇〇〇 円」非住宅部 分の床面積 の合計が ○、〇〇〇 平方メートル以上二五、〇〇〇 平方

別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
法律名	事務の区分	法律名	事務の区分
漁業法 （昭和二年法律第百四十七号。以下この項において「法」といふ。）	法第五十七条第一項 の規定による五トン以上 の漁船を使用し て行う漁業に係る漁業許可の申請に対する審査	漁業法 （昭和二十四年法律第百四十七号。以下この項において「法」といふ。）	法第五十八条第一項 の規定による五十 トン以上の漁船を 使用して行う漁業 に係る漁業許可の 申請手数料
料	漁業許可変更 手数料	料	漁業許可申請手数料
一、四〇〇円	一、九〇〇円	一、四〇〇円	一、九〇〇円
い　う。と　い　う。	い　う。と　い　う。	い　う。と　い　う。	い　う。と　い　う。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

(略)		
(略)		
(略)	<p>円五、〇〇〇円 つる適性建築物消費モデルにあい場合にあつては四六</p>	<p>円五、〇〇〇円 つる場合にあつては二一</p> <p>書を提出する場合にあつては二一</p> <p>（消費性能基準適合図）</p> <p>九三四〇〇〇円</p>
(略)	<p>円七、〇〇〇円 つる場合にあつては三九</p>	<p>円二、〇〇〇円 つる場合は一七</p> <p>（消費性能基準適合図）</p> <p>八一八〇〇〇円</p>
(略)		
(略)		
(略)	<p>円八、〇〇〇円 つる場合にあつては四六</p>	<p>円六、〇〇〇円 つる場合にあつては二一</p> <p>書を提出する場合にあつては二一</p> <p>（消費性能基準適合図）</p> <p>九三九〇〇〇円</p>
(略)		

別表（第八条関係）	改正後	(略)	する審査											
(広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部改正)	第三条 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。	(略)	法第六十九条第一項の規定による漁業権の免許の申請に対する審査											
		(略)	法第七十二条第六項の規定による漁業権の共有の認可の申請に対する審査											
		(略)	法第七十六条第六項の規定による漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する審査											
		(略)	法第七十七条第一項の規定による漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する審査											
		(略)	法第七十八条第二項の規定による個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査											
		(略)	法第七十九条第一項の規定による個別漁業権の移転の認可の申請に対する審査											
		(略)	法第八十八条第一項の規定による個別漁業権の移転の申請に対する審査											
		(略)	法第八十九条第一項の規定による個別漁業権の移転の申請に対する審査											
		(略)	法第九十条の規定による漁業権の免許の申請に対する審査											
別表（第八条関係）	改正前	(略)	法第十一条の規定による漁業権の免許の申請に対する審査											
		(略)	法第十四条第四項の規定による漁業権の免許の申請に対する審査											
		(略)	法第十七条第一項の規定による漁業権の免許の申請に対する審査											
		(略)	法第十二条第一項の規定による漁業権の免許の申請に対する審査											
		(略)	法第二十二条第一項の規定による漁業権の免許の申請に対する審査											
		(略)	法第二十四条第二項の規定による定置漁業権の設定の認可の申請に対する審査											
		(略)	法第二十六条第一項の規定による定置漁業権又は区画漁業権の移転の認可の申請に対する審査											
		(略)	法第三十六条第一項の規定による定置漁業権の移転の認可の申請に対する審査											
		(略)	法第六十五条第一項の規定による五トメ以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の申請に対する審査											
		(略)	法第六十六条第一項の規定による五トメ以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の申請に対する審査											
		(略)	法第六十五条第一項の規定による五トメ以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の申請に対する審査											
		(略)	手数料											
		(略)	漁業許可申請											
		(略)	料											
		(略)	漁業許可申請手数料											
		(略)	二、九〇〇円											
		(略)	一、四〇〇円											

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

一 使用料

センターの区分	(略)	種別		金額
食品工業技 術センター	(略)	測定機器 び分析機器	(略)	(略)
西部工業技 術センター	(略)	測定機器 び分析機器	試験機器及 び分析機器	一単位につき 八八〇〇円
畜産技術セ ンター	(略)	測定機器、試 験機器及 び分析機器	試験機器及 び分析機器	一単位につき 一八、七〇〇円
加工機器				一時間につき 一七、一〇〇円

備考 (略)

センターの区分	(略)	種別		金額
食品工業技 術センター	(略)	測定機器 び分析機器	(略)	(略)
西部工業技 術センター	(略)	測定機器 び分析機器	試験機器及 び分析機器	一単位につき 一八、六〇〇円
畜産技術セ ンター	(略)	測定機器、試 験機器及 び分析機器	試験機器及 び分析機器	一時間につき 一七、七〇〇円
加工機器				一単位につき 一八、六〇〇円

備考 (略)

センターの区分		種別		金額
食品工業技 術センター	(略)	測定機器 び分析機器	(略)	(略)
西部工業技 術センター	(略)	測定機器 び分析機器	試験機器及 び分析機器	一単位につき 一八、七〇〇円
畜産技術セ ンター	(略)	測定機器、試 験機器及 び分析機器	試験機器及 び分析機器	一単位につき 一八、七〇〇円
加工機器				一時間につき 一七、一〇〇円

備考 (略)

センターの区分		種別		金額
食品工業技 術センター	(略)	測定機器 び分析機器	(略)	(略)
西部工業技 術センター	(略)	測定機器 び分析機器	試験機器及 び分析機器	一単位につき 一八、七〇〇円
畜産技術セ ンター	(略)	測定機器、試 験機器及 び分析機器	試験機器及 び分析機器	一単位につき 一八、七〇〇円
加工機器				一時間につき 一七、五〇〇円

備考 (略)

備考 (略)	改正後		改正前	
	別表第一(第二十一条関係)	単位	別表第一(第二十一条関係)	単位
用地	種別	用地	種別	金額
格納庫	一平方メートル一月につき	格納庫	一平方メートル一月に	三〇〇円

備考 (略)	改正後		改正前	
	別表第一(第二十一条関係)	単位	別表第一(第二十一条関係)	単位
用地	種別	用地	種別	金額
格納庫	一平方メートル一月につき	格納庫	一平方メートル一月に	二七〇円

(広島県広島ヘリポート条例の一部改正)

第四条 広島県広島ヘリポート条例(平成二十三年広島県条例第二十八号)の一部を次の

次の方の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

(広島県警察関係手数料条例の一部改正)

第五条 広島県警察関係手数料条例（平成十二年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改 正 後		改 正 前	
別表 (第二条関係)				別表 (第二条関係)	
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分
古物営業法（昭和二年定による古物営業の規則第十七条第五項の規定による古物営業の許可証の書換え百八号。以下この項における「法」という。）	（略）	（略）	（略）	古物営業法（昭和二年定による古物営業の規則第十七条第四項の規定による古物営業の許可証の書換え百八号。以下この項における「法」という。）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附 則
(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条及び第三条から第五条までの規定並びに次項の措置 令和二年四月一日
- 二 第二条の規定 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の広島県立総合技術研究所設置及び管理条例第七条の規定による許可を受けている者又は同条例第四条第一項のセンターに試験、検査、分析等の依頼をしている者に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。